

28期生修了者の方に11月30日付けで修了証書をお届けしました。修了おめでとうございます。ここからは国家試験に向けてまっしぐらに突き進んでいきましょう。

12月10日は国連が定めた世界人権デー。1948年の国連総会で世界人権宣言が採択された日にあたります。国内では法務省と全国人権擁護委員連合会が、毎年12月4日から10日までを「人権週間」として啓発活動を行っています。今年の「強調事項」は、女性、子ども、高齢者、障害、同和問題、アイヌ、外国人、HIVやハンセン病、刑務所出所者、犯罪被害者、インターネットの悪用、北朝鮮当局による人権侵害、ホームレス、性的指向、性自認、人身取引、東日本大震災に起因する偏見や差別の17項目。どれもソーシャルワークと深く関わる問題ですね。改めて人権、偏見、差別について考える機会としたいと思います。

【問題11：(低所得者に対する支援と生活保護制度)】

生活保護法の四原理に関する次の文章を完成させましょう。

生活保護法一条に「国が生活に困窮するすべての国民に対し…」とあるのは「(1)の原理」である。

保護にあたって生活困窮に陥った理由を問わないことは第二条「(2)の原理」にあたる。

第三条に「健康で文化的な生活水準を維持すること…」とあるのは「(3)の原理」である。

保護の実施にあたり他の法律が優先されることは第四条「(4)の原理」である。

正解と解説は最後に記載しています。

#### ■Plus Column . . . . .

##### 【本当の孤独】

十数年前、社会福祉士会のホームレス調査に参加した時、「あのビルも、あの橋も俺が造った」と豪語する男性に出会いました。鞆一つだけを持って全国の工事現場を巡る、いわゆる「渡りの鳶」で、「大会社の課長さん位の給料をもらっていた」ほど、腕のいい職人だったそうです。

現場には宿舎と賄いがあるので、仕事をしている限り何の心配もなかったけれど、ある日、足場から落ちてケガをし、以前のように仕事ができなくなりました。仕事を失うと同時に住まいも失い、やがて路上で暮らすようになったと言います。思わず「なんで貯金しておかなかったんですか？」と尋ねると「どうやって通帳作るんだい？」と聞き返されてしまいました。

定まった住所がなく通帳を作ることが難しい、もし作れたとしても工事現場に持って歩くわけにも行かない・・・「通帳なんか持ってたら、おちおち風呂にも入ってられない。だから職人は宵越しの金は持たないってわけさ」

調査票にそって色々な質問をした後、現在受けられる福祉サービスの窓口を紹介して、調査は終わりました。調査に協力してくれたことへのお礼を言うと「聞いてくれてありがとよ。今日は久しぶりに人と話しをしたよ」というこたえが返ってきました。ホームレスといわれる人たちの真の孤独に触れたような気がして、何とも言えない気持ちになりました。

彼のような働き方、生き方をしてきた人が安定した老後を迎えられるような仕組みが、この国には不足していること、そして様々な制度や支援を、本当に必要としている人に届けることが私たち、福祉に携わる者の役割であることを改めて思います。

#### ■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→[http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\\_id=2686](http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686)

##### 【問題11の正解と解説】

- 1 国家責任の原理
- 2 無差別平等の原理

### 3 最低生活の原理

### 4 保護の補足性の原理

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19KDX 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus

発信者： 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会